

第3章 特別免許状

I 制度の概要

特別免許状は、優れた知識や技能を有する社会人に対し、教育職員検定により免許状を授与する制度であり、昭和63年の教育職員免許法の改正により制度化された。

特別免許状についても、普通免許状と同様、免許更新制の対象となる。

1 授与できる教科等

免許状種類	対象教科
小学校教諭特別免許状	※全教科
中学校教諭特別免許状	全教科
高等学校教諭特別免許状	全教科
特別支援学校教諭特別免許状	自立教科等（理療、自立活動など）

※ 小学校の普通免許状は全教科を担当することができるが、小学校の特別免許状は当該教科しか担当することができない。幼稚園教諭特別免許状はない。

2 授与条件

次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

3 効力

特別免許状は、授与した都道府県内のみで有効である。

特別免許状を有する者は、10年ごとに免許状更新講習を受講し、更新等の手続きをすることが必要である。

4 特別免許状の申請

特別免許状の申請に当たっては、教育職員に任命し、雇用しようとする者の推薦が必要である。

申請時期は、5月1日～5月31日及び11月1日～11月30日とする。

(申請に当たっては、任命権者又は雇用者から事前に相談してください。)

5 特別免許状に関する教育職員検定

申請書類により教育職員検定を行うが、その可否の決定に際し、学校教育に関する学識経験者等の意見聴取を行う。

II 普通免許状への上進（免許法別表第3）

小学校、中学校、高等学校教諭の特別免許状を有する教員が、免許状取得後、現有免許状に相当する学校の教員として3年以上良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得すれば、普通免許状を取得することができる。

最低修得単位数一覧（免許法別表第3、施行規則第11条の2）

		小学校教諭		中学校教諭	高等学校教諭
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	専修免許状
単 位 数		26	26	10	10
教職に関する科目	最低修得単位の配分				
	教職の意義等に関する科目				
	教育の基礎理論に関する科目	6	6	6	6
	教育課程及び指導法に関する科目	16	16		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	4	4	4
教科又は教職に関する科目	単 位 数	15		15	15

[注] 1 小学校教諭専修・一種免許状を取得する場合の教育課程及び指導法に関する科目については、各教科の指導法のうち有する特別免許状の教科以外のものをそれぞれ2単位以上を修得すること。

各教科の指導法…国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、
図画工作、家庭、体育

2 専修免許状にかかる単位数のうち15単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得すること。（免許法別表第3備考第4号）

3 教科又は教職に関する科目については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」のうち1以上の科目について修得すること。ただし、3単位までは、教職に関する科目に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。